

## 第1回新市の市章選定小委員会 次第

日 時 平成17年5月20日

午後2時30分

場 所 渋川市役所 3階 第4会議室

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 議 事

(1)小委員会委員長及び副委員長の選任について

(2)市章デザイン募集要項及び選考方法について

### 4 その他

(1)今後のスケジュールについて

市章決定までの流れ

次回会議の日程について

日 時 平成17年9月2日(金)午後2時から

場 所 渋川市役所 3階 第4会議室

### 5 閉 会

### 3 議 事

#### (1)新市の市章選定小委員会委員長及び副委員長の選任について

渋川地区市町村合併協議会小委員会規程第4条第2項の規定に基づき、委員長及び副委員長を委員の互選により定める。

職 名	氏 名	所属市町村
委 員 長	新 井 晟 久	渋 川 市
副 委 員 長	大 澤 歳 男	伊 香 保 町

## 新市の市章選定小委員会名簿

(H17.5.19現在)

職 名	氏 名	選出市町村名等	備 考
規約第9条1項 2号委員	桑島 保男	渋川市	
	宮本 金男	伊香保町	総務課長
	野村 哲男	小野上村	
	信澤 明	子持村	
	都丸 芳雄	赤城村	
	塩谷 勝巳	北橋村	
規約第9条1項 3号委員	新井 晟久	渋川市	
	中澤 広行	伊香保町	
	平方 嗣世	小野上村	
	石倉 一夫	子持村	
	角田 一民	赤城村	
	南雲 鋭一	北橋村	
規約第9条1項 4号委員	町田 久	渋川市	
	大澤 歳男	伊香保町	
	佐々木よし子	小野上村	
	飯塚 重雄	子持村	
	田村 宗一	赤城村	
	柴崎 一夫	北橋村	
規約第9条1項 5号委員	戸所 隆	共通学識経験者	
アドバイザー		デザイン専門家	

# 渋川地区市町村合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、渋川地区市町村合併協議会規約第12条第2項の規定に基づき、渋川地区市町村合併協議会(以下「協議会」という。)の小委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について調査、審議等を行う。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、必要に応じて協議会の会長(以下「会長」という。)が協議会の委員等の中から指名する。

(組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(会議)

第5条 小委員会の会議は、委員長が招集する。

(会議の運営)

第6条 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(関係者等の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(表決)

第8条 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって決する。

(会議録)

第9条 委員長は、開催の日時、場所、出席者の氏名、会議事項及び会議経過を記載した会議録を調製するものとする。

(傍聴)

第10条 渋川地区市町村合併協議会会議運営規程第5条、6条、7条及び8条を準用する。この場合において、同条中「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(報告)

第11条 委員長は、小委員会における調査、審議等の経過及び結果を、随時協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第12条 小委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年9月24日から施行する。

## 新「渋川市」の市章デザイン募集要項

### 1 趣旨

渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橘村の6市町村により、平成18年2月20日に誕生する新市の市章デザインを募集し、「やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち」を目指す新「渋川市」にふさわしい「市章」を制定する。

### 2 募集方式

一般公募

### 3 募集期間

平成17年6月1日（水）から7月29日（金）まで

### 4 応募資格

特に制限はなし。どなたでも応募可。

（プロ、アマ、年齢、性別、国籍は問わない）

### 5 応募の基準

- (1) 新市建設計画の中で将来像として掲げている、「やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち」にふさわしい市章であること。
- (2) 市旗、バッジ、看板、封筒など、あらゆるものに使用できるデザインであること。
- (3) 見やすく、分かりやすいデザインであること。
- (4) 現6市町村の市町村章は、選考の対象外とする。
- (5) 用紙の地色は白色で、使用色数は地色を含めて4色以内とする。なお、グラデーション（色の濃淡を連続的に階調で表現すること）は不可とする。
- (6) モノクロで表現した場合でも、イメージや安定感が損なわれないものであること。
- (7) 自作の未発表作品であること。
- (8) 他の市町村章、商標、マーク等に類似していないものであること。

### 6 応募の制限

- (1) 応募用紙1枚につき、1作品とする。
- (2) 1人、何点でも応募可とする。

### 7 応募の方法

- (1) 応募用紙かA4白色用紙に縦横15cmの枠を書いたもの（縦長、天地明示）を使用すること。

- (2) 応募にあたっては、「デザインの趣旨(100字程度)」「住所」「氏名(ふりがな)」「年齢」「性別」「職業・学校名」及び「電話番号」を応募用紙に記載すること。

(応募用紙を使用しない場合は、作品1点につき、必要事項を記入した応募用紙(コピー可)を1枚添付すること。)

- (3) 作品の応募は、郵便(封書)または持参(袋詰め)とする。(折り曲げ不可)ファックス、インターネットでの応募は不可とする。

## 8 応募先

- (1) 郵便の場合

〒377-8501 渋川市石原80番地(渋川市役所内)  
渋川地区市町村合併協議会事務局

- (2) 持参の場合(祝祭日を除く平日 8:30~17:15)

渋川市役所 北庁舎1階 渋川地区市町村合併協議会事務局  
渋川市役所 企画部 企画課  
伊香保町役場 政策調整課  
小野上村役場 企画観光課  
子持村役場 企画課  
赤城村役場 企画課  
北橋村役場 企画財政課

## 9 賞金

- ・最優秀賞(採用作品)1点 20万円
- ・優秀賞(候補作品)4点程度 各2万円

## 10 選考

新市の市章選定小委員会を設置し、アドバイザー(デザイン専門家等)により10点程度の候補を選考した後、小委員会での協議を経て正副会長会議において採用作品1点を決定し、協議会に報告する。

## 11 発表

協議会だより、協議会ホームページに掲載するとともに、受賞者個人宛に通知する。

## 12 その他

- (1) 採用作品に関する一切の権利は、渋川地区市町村合併協議会及び新「渋川市」に帰属する。
- (2) 採用作品の使用にあたっては、若干の変更、修正をする場合がある。
- (3) 応募作品は返却しない。

## 新「渋川市」市章デザイン選考方法

### 1 アドバイザーによる1次選考

公募締切後、アドバイザー（デザイン専門家等）により、応募の基準に合致し、デザインの的に優れた作品を選定し審査講評を添付する。（10作品程度）また、類似商標等調査を行う。

### 2 小委員会における2次選考

小委員会において、アドバイザーにより選定された作品から、協議により優秀作品5作品程度を選定し、そのうち3作品程度を候補作品とする。

### 3 正副会長会議における決定

2次選考作品について、正副会長会議において協議により採用作品1点を決定する。

### 4 協議会への報告

採用作品について、協議会へ報告する。



## 市章決定までの流れ

	協議会	小委員会	委託業者	事務局
H17.4.27	第8回協議会 ・新市の市章選定小委員会の設置			要項等作成
H17.5.20		第1回小委員会 ・委員長、副委員長の選任 ・市章募集要項等の協議 (14:30～市役所第4会議室)		応募チラシ等作成 (最終校正 5/23)
H17.6.1				協議会だより号外 (応募チラシ配布)
		アドバイザーの選出	委託契約	
H17.6.29	第9回協議会 ・応募状況報告			募集期間 (59日間)
H17.7.29				募集締切
				分類・選定 類似商標調査 (8/1～8/31)
H17.9.2		第2回小委員会 ・第2次選考		
H17.9.27		第15回正副会長会議 ・採用作品の決定		
H17.9.30	第10回協議会 ・採用作品の報告		マニュアル作成	